

# 総務委員会会議録

日時 令和元年6月24日(月) 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午後3時12分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 乙黒 泰樹  
副委員長 大久保俊雄  
委員 鈴木 幹夫 桜本 広樹 早川 浩 杉山 肇  
白井 友基 山田 七穂 卯月 政人 望月 利樹

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公安委員会委員 赤岡 利行 警察本部長 原 幸太郎  
警務部長 鈴木 康修 刑事部長 市川 和彦 交通部長 功刀 康友  
警備部長 窪田 圭一 生活安全部長 荒居 敏也 首席監察官 岩柳 治人  
理事 若月 誠 警察学校長 加々美 誠 総務室長 比留間 一弥  
警務部参事官 天野 英知 刑事部参事官 瀬戸 良広  
交通部参事官 加々見 政治 警備部参事官 小林 信一  
生活安全部参事官 宮川 俊樹 会計課長 大森 伸 教養課長 五味 雄二  
監察課長 川口 守弘 情報管理課長 三井 幹夫 地域課長 水野 幸一  
少年・女性安全対策課長 進藤 明 生活安全捜査課長 鈴木 芳忠  
通信指令課長 姫野 賢司 捜査第一課長 藤井 清 捜査第二課長 今橋 敦  
組織犯罪対策課長 藤田 貴仁 交通指導課長 遠藤 弘  
交通規制課長 内藤 智 運転免許課長 廣川 勉 警備第二課長 相模 稔

知事政策補佐官 藤巻 美文 総合政策部長 渡邊 和彦  
オリンピック・パラリンピック推進局長 赤岡 重人 県民生活部長 弦間 正仁  
リニア交通局長 三井 孝夫 総合政策部理事 森田 貴夫  
総合政策部次長 高野 和摩 総合政策部次長(秘書課長事務取扱) 長田 公  
オリンピック・パラリンピック推進局理事 塩野 開  
県民生活部理事 三井 薫 県民生活部次長 小澤 祐樹  
県民生活部次長(県民生活・男女参画課長事務取扱) 小田切 春美  
リニア交通局リニア推進監 望月 一良 リニア交通局次長 深澤 宏幸  
リニア交通局次長 大野 健  
政策企画課長 染谷 光一 広聴広報課長 内藤 卓也  
地域創生・人口対策課長 津田 裕美 外国人材受入支援課長 高橋 直人  
オリンピック・パラリンピック推進課長 草間 聖一  
北富士演習場対策課長 丸茂 敏樹  
統計調査課長 三井 徹也 消費生活安全課長 塚原 理宏  
生涯学習文化課長 酒井 明美 世界遺産富士山課長 土屋 隆  
私学・科学振興課長 井上 泰子  
リニア推進課長 石寺 淳一 交通政策課長 三井 一

議題 (付託案件)

第 75 号 山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び山梨県警察関係手数料条例中改正の件

第 80 号 令和元年度山梨県一般会計補正予算第 1 条第 1 項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第 2 項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第 3 条繰越明許費中総務委員会関係のもの、第 4 条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第五条地方債の補正

請願第 1 - 2 号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択について

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第 1 - 2 号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、警察本部、総合政策部・県民生活部・リニア交通局、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前 10 時 00 分から午前 10 時 40 分まで警察本部関係の審査を行い、休憩をはさみ、午前 10 時 54 分から午前 11 時 30 分まで、途中休憩をはさみ、午後 0 時 59 分から午後 1 時 46 分まで、途中休憩をはさみ、午後 2 時 4 分から午後 3 時 12 分まで総合政策部・県民生活部・リニア交通局関係の審査を行った。総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係については 6 月 25 日に審査を行うこととされた。

主な質疑等 警察本部関係

※第 75 号 山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び山梨県警察関係手数料条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 80 号 令和元年度山梨県一般会計補正予算第 1 条第 1 項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第 2 項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第 3 条繰越明許費中総務委員会関係のもの、第 4 条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの

## 並びに第5条地方債の補正

質疑

(交通安全施設整備費について)

山田(七)委員 警の3の交通安全施設整備費についてお伺いいたします。

先ほどの移設改良信号機と道路標識の説明は、大体私の中でもイメージできたんですけれども、その下の死亡事故抑止・事故危険箇所対策、それとゾーン30自転車利用環境対策、また新設道路対策、通学路対策、この具体的な内容についてお伺いいたします。

大森会計課長 今回の補正予算にあります交通安全施設整備費につきましては、移設改良信号機の費用が3,698万円、また道路標識の移設更新整備等に96万9,000円、また死亡事故抑止・事故危険箇所対策に3,352万2,000円、ゾーン30自転車利用環境対策に158万円、新設道路対策、これは道路標示等になりますけれども、これに705万9,000円、また通学路対策、横断歩道の標示等になりますけれども、4,244万1,000円という内訳になっております。

山田(七)委員 先ほどの新設道路と、この通学路は、標識をつけたり道路標示をしたりというところで、大体わかったんですけれども、その上の2つの死亡事故抑止・事故危険箇所の対策と、このゾーン30自転車利用環境対策、この具体的な対策の内容をお伺いしたいと思います。

大森会計課長 死亡事故抑止対策・事故危険箇所対策につきましては、死亡事故そのものの発生を抑えるため、交通事故の多発している交差点単路での対策を実施するものでございます。

次に、ゾーン30自転車利用環境対策でございますけれども、生活道路における面的な速度規制等を行うゾーン30規制、これは、町なかなどの一定の区域を30キロ速度制限とするものでございます。また、自転車利用者に対する自転車専用通行帯等の道路交通環境の整備を実施するものでございます。

山田(七)委員 信号の新設が7カ所、そして改良が20カ所と、また道路標識やその他いろいろな対策があると思うんですけれども、県内にはどのくらい信号機の設置の要望、改修の要望の箇所があって、それに対して今回の事業でどのくらいの改良ができるのか、それをちょっと教えてください。

内藤交通規制課長 県内の信号機の設置の数につきましては約1,800基の設置がございます。このうち改良を行う信号機につきましては、補正予算に20基のお願いをしているところでありまして、信号機の老朽化に伴う信号機のLED化、信号制御器、信号柱の設置等を予定しております。

山田(七)委員 大体この県内に要望箇所が何カ所あって、今回この新設7基と改良20カ所、あと、その他の整備は具体的にどの辺をやっていくのかというのを、後で結構なので、もし資料があったらいただきたいと思います。よろしくお願いします。

乙黒委員長 委員各位に申し上げます。ただいま山田委員から要求のありました資料につきましては、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

乙黒委員長 執行部に申し上げます。ただいま山田委員から要求のありました資料は、委員会終了後、整い次第、委員長へ提出いただき、内容を確認した後、各委員に配付する取り扱いとしたいと思えます。御了承願います。

(総合政策部・県民生活部・リニア交通局関係の質疑終了後、資料が配布された。)

(駐在所等建設費について)

杉山委員 警の2ページになります。駐在所等建設費ということで、8,400万円余り計上されているんですが、その中で上谷交番という、都留市の交番も入っているんですが、これは地域の方々の長年の要望もあって、大変関心も高いわけです。この8,400万円余りのうち、この上谷交番に係る経費とその内訳を教えてくださいたいと思えます。

大森会計課長 上谷交番の移転建てかえに要します経費につきましては、総額で3,272万9,000円であります。内訳につきましては、建設費が2,957万7,000円、地質調査委託費が228万4,000円、初度調弁費等が86万8,000円であります。

杉山委員 わかりました。あと、この具体的な建設の場所とか、どの程度の建物が建つのかということをお願いします。

大森会計課長 移転建てかえを行います上谷交番につきましては、現在、富士急行線都留文化大学前駅の駅舎の西側に接します市有地を予定地としております。この予定地の敷地面積につきましては、約280平方メートルでございます。建物の規模につきましては、県下の交番と同様に、鉄筋コンクリート2階建て、延べ床面積約60平方メートルを予定しております。

杉山委員 この都留文科大学の近くの地域だということで、御案内のように都留文科大学には全国から18歳の子供たちが集まってくるわけですよ。そういう意味では、都留市の治安のよさといいますか、そういったことも1つ大きなアドバンテージになっているんだと思えます。

そういう意味では、この地域に交番ができるということは、地域にとっても本当に喜ばしいことだと思うんですが、具体的に名前は決まっているんでしょうか。

水野地域課長 新しく建設されます交番の名称については、現在まだ決まっておらず、組織検討を進めているところでございます。

杉山委員 できましたら、先ほど言いましたように、この都留文科大学っていう名前が入れば、より安心にもつながるのかなと、そんな要望もさせていただきたいと思えます。

それと、交番が建つ側はウエルカムなので、そんなに問題はないんでしょうけども、移転されるというか、今まであったものが別の形になるという地域の方にとっては、逆に不安もあろうかと思えますが、その地域の方々に対してはどういうフォローをされるんでしょうか。

水野地域課長 上谷交番の移転につきましては、市街地化が進み、人口が増加傾向にあって、事件事故の発生が多い都留文科大学前駅周辺の治安の維持向上及び来訪者の利便性の向上を図るために行うものでありますが、新たな交番が管轄する地域は、現在の上谷交番と変わりません。受持員も変わらないものですから、地域の実情を踏まえた、きめ細やかな対応が継続できるものと考えております。

また、管轄地域の犯罪発生状況等を踏まえながら、治安水準をより一層向上させるために、管轄地域全体におけるパトカーなどの警らや制服警察官による街頭活動の強化に努めてまいりたいと考えております。

杉山委員 いずれにしても、先ほども言いましたけれども、交番が移転されるっていう側に対しては、より丁寧な説明をして、地域の人に納得されるように、そして全ての人に、よかったなと思われるような、そんな事業にしていただければと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※所管事項

#### 質疑

(交番・駐在所の安全対策等について)

桜本委員 この16日に大阪の吹田市において交番が襲撃されて、警察官が刺される。そして実弾入りの拳銃が盗まれるという、そういった事案が発生しております。この警察官の一日も早い職務の復帰を望むところでありますが、去年も仙台とか富山などで、こういった事件が頻発しております。

わかる範囲で構いません、また後でも構いませんが、山梨県警において、県内における交番・派出所等に勤務されている警察官の割合、あるいは県内におけるその数というのは、現在、移転や新設等も含めて、どのような状況になっておりますか。

水野地域課長 お答えします。現在県内には、交番が23カ所、駐在所が119カ所の合計142カ所がございます。また、交番・駐在所で勤務している警察官は約300人でございます。

桜本委員 私の住んでいる南アルプス市においても、やはり一人勤務の駐在所が数多く設置されているわけですが、その中でもやはり駐在所においても一人体制である。そして中には勤務時間がよくわからないということの中で、地域の方々も非常に不安に思っているわけですが、そこでその不安を解消していくためには、とにかく交番・派出所が襲撃されるなんていうことは、本当に地域住民も思わぬことだと思っている中で、この交番、派出所等については、そういった想定や訓練というんですか、ふだん心がけているような、そういったものは、どんな気構えでいるのでしょうか。

水野地域課長 お答えします。これまでも、本県においても交番襲撃事案が発生する可能性

を視野に入れ、勤務中における緊張感の堅持や、実戦に即した対処訓練の実施などを指示しておりますが、このたびの大阪府警の事件を受けまして、指示の再徹底を図ったところでございます。

また、交番の襲撃や拳銃の奪取事案に対しましては、交番襲撃等を想定した実戦的訓練、犯人を制圧するための逮捕術訓練などを継続的に行っており、警察官の気力、体力の錬成と対処能力の向上に努めております。

さらに、交番・駐在所の装備資機材の点検整備と施設面での安全を確保するための各種安全設備の整備と拡充を進めております。

桜本委員 一般県民にも、例えばよくテロ対策といったことに関しては、テレビなどを通じて、実際の訓練をしているんだなということがわかるんですが、交番あるいは派出所が襲われるというような、この対策も講じているというものを県民に周知していくのには、そういった時々の訓練もマスコミを通じて流していただくということも大事ではないかと思えます。その点について、いかがお考えでしょうか。

水野地域課長 具体的な訓練につきましては、交番の中に侵入してきた犯人に、こう対処するというようなスタイルがわかってしまうおそれもありますので、全てを明らかにするという事はできないかと思えますが、可能な限り交番の安全対策を県民に知ってもらおうという考えでございませう。

桜本委員 県警察のOBの方々、非常に能力ある方々が地域で埋もれてしまっているということも含めて、駐在所は今142カ所、300人体制で行っているということなんですが、やはり県警察OBの方も、何らかの形の中で、そういった地域の防犯活動に具体的にかかわっていくということも、これからは新しい意味で大切になっていくかと思えますが、この点に対してはどのようにお考えでしょうか。

水野地域課長 警察官OBにつきましては、その長年培った知識や経験を生かしてもらうために、また、事件事故等への対応で、警察官が不在時の空き交番を解消するために、現在非常勤嘱託職員の交番相談員として、県下23の交番に47人を配置しているところでございませう。

OBである交番相談員の主な活動は、交番周辺の通学路等における子供の見守りや、交番での各種届け出の受理、地理案内などに当たっております。

また、非常時にも対応できるよう、交番からの緊急通報訓練を行うなど、通常の活動以外でも、警察官を側面から支援できるよう意識の醸成に努めております。

桜本委員 内容はよくわかりました。1点、奪われた拳銃が旧ホルダーだったということもマスコミに流れております。県警察においても一日も早く新しいホルダーにかえていくということにも尽力をいただくということをお願いして、質問を終わらせていただきます。

山田（七）委員 私も先ほどの桜本委員の関連質問をさせていただきます。

当然、体を張って、命を張って、地域の安心安全を守ってくれる交番勤務の警察官の方の命というものは、しっかりと守られていかなくちゃならないですし、それに対するしっかりとした安全対策っていうものはしていただかなくちゃならないと思うんですけれども、この交番の本来の持つ意味、地域の皆さん

方に何かあったときに、すぐ飛び込んで相談に行けるというような、親密感というか、そういったものもなくしてしまっただけではいけないと思うんですね。

その安全対策と並行して、この地域の皆さん方としっかりとコミュニケーションがとれるような環境整備というものをさせていただきたいと思うんですけども、その辺の対応についてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

水野地域課長 交番を要塞化するつもりはございませんが、必要な安全対策は施しつつ、また交番が管轄します所管区内に住んでいる市民の方々と、やはり日常の触れ合いを通じながら、コミュニケーションをとっていくということが大事かと思えます。

(東京オリンピック・パラリンピックに伴う交通規制について)

早川委員 来年の東京オリンピックが、山中湖村と道志村で行われると思うんですけど、それに関連して、来月、7月21日に同じようなテストイベントが行われると思います。このイベントは、実は夏休みの一番最初の日でして、交通規制が長期間に行われるということで、地元で非常に懸念があります。また、御案内のように、この地域は大変な観光地であるということと、案外忘れがちなのは、お年寄りが非常に多い地域で、交通規制の周知をしっかりといただくことが重要だと思っています。

そこで、私が感じているのは、警察ではSNSとかネット関係の発信が少し足りないのかなと思っていますんですけど、それについて、もちろんオリンピックの組織委員会もやると思いますが、県警察として交通規制に関して主体的にどうやって取り組んでいくのか、まず伺いたいと思います。

相模警備第二課長 早川委員の質問にお答えいたします。今回のテストイベントでは、最長で約4時間の連続した交通規制を行う予定であります。コースとなります道志村や山中湖村では、大会組織委員会が作成した交通規制に関するチラシを配布するとともに、地区単位の住民説明会を開催して、周知を図っていると伺っております。県警察といたしましても、これまで県下各警察署、交番等に交通規制のポスターを掲示したり、巡回連絡の際や来訪者にチラシを配布するなどして、周知を図ってまいりました。

また、テストイベントが観光シーズンと重なることから、県外から本県を訪れる方に対しましては、県警察のホームページやツイッターを活用いたしまして、英語による案内を含め、情報発信を試みているところであります。今後とも継続して行っていきたいと考えております。

早川委員 ぜひ体制がきちんとしていけると安心感にもつながるので、しっかりしていただきたいと思えます。

その意味で、規制ということと、もう1つは警備体制。これは難しいと思うんですけど、世界の24チームが来る大変大きいイベントで、私が認識しているのは、普通は周回コースですけど、まちとまちをまたぐタウン・ツー・タウンという、オリンピックではレアなケースだと思うんです。

これに対して、テロが発生したり、観客が飛び込んできたり、そういうさまざまな難しい場面が想定されるんですけど、県警察として、その警備体制について、どういったところにポイントを置くとか、これも警備上のことなので答えられない部分があると思うんですけど、しっかり警備をしていく上で警備体制の重要なポイントや体制について、お答えいただくことが可能であれば、お願いします。

相模警備第二課長 県警察では、各部門の強化と警察措置に万全を期すために、平成29年4月、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等警備対策委員会を設置しまして、県警全体を上げて準備を進めるとともに、昨年3月には警備第二課内に、東京オリンピック・パラリンピック警備対策室を設置しまして、専従の体制をもってテロ対策、交通規制対策等の諸対策に取り組んでいるところであります。

また、もう1つの質問である交通規制についてお答えします。今回の自転車競技ロードレースにおける県警察の警備体制につきましては、当日の警備に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えは控えさせていただきたいと思いますが、コース沿道やその周辺には、県内各警察署から警察官を動員しまして、必要な人員を配置することとしております。特に主要な交差点や観戦ポイントなどには、警察官を重点的に配置するなどいたしまして、各種対策に万全を期す所存であります。

また、警察措置に加えまして、大会組織委員会がコースの沿道へのボランティアの配置や、カーブなどの危険な箇所に防護フェンスを設置するなどのレースの安全対策を講じるものと伺っております。

(英字表記の標識について)

早川委員

最後に、オリンピックに関連して、競技をきっかけに外国人が来ると言うんですけど、交通ルールの標示、道路標識です。私はちょっとおくられているように感じるんですけど、一時停止というのがストップとか、徐行をスローというのを見たことがあるんですけど、そういったものを今回のオリンピックを契機に、その後も国際観光地を目指すのであれば、早急にやっていくべきだと思います。ぜひ積極的にやっていただきたいと思うんですけど、今後の方針をお伺いして終わります。

内藤交通規制課長 お答えいたします。本県では、法令の改正に伴いまして、平成29年7月から英字表記の一時停止標識を整備しております。現在まで県内に178本の標識を設置しており、今後設置する一時停止標識につきましては、基本的には英字表記の標識を整備していきます。特に外国人の訪れる機会の多い観光地につきましても、積極的に整備を進めてまいりたいと思っております。

いずれにしても、広く県内の道路利用者に、より一層見やすくわかりやすい道路環境の整備を推進することによって、交通事故の抑止に努めてまいりたいと思っております。



主な質疑等 総合政策部、県民生活部、リニア交通局関係

※第 80 号 令和元年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第3条繰越明許費中総務委員会関係のもの、第4条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第5条地方債の補正

質疑

(移住コンシェルジュチーム活動推進事業費について)

卯月委員 政の7ページの移住コンシェルジュチーム活動促進事業費ですけれども、幾つか聞きたいと思います。

新聞でも見たような覚えがあるんですけど、市町村と民間団体が協働して移住者の支援をするようなこういった例は、これまでにあったのでしょうか。

津田地域創生・人口対策課長 市町村と民間団体が協働して、移住者の支援を行うというような例ですけれども、にらさき移住応援団ですとか、芦川まちづくり実行委員会、また道志村移住支援センターなどの団体があると承知しております。

この事業につきましては、こうした市町村では活動をさらに活発にしていまして、また、まだそういう体制がない市町村では、民間と市町村の連携の体制をつくっていただくということを目的としているものでございます。

卯月委員 このチームを構成するには、民間団体というのは、1つの団体でないとだめなんでしょうか。

津田地域創生・人口対策課長 チームを構成する民間団体は1つとは限りませんで、その地域の実情に合わせて、幾つもの団体とチームを組んでいただいても全く構いません。また、団体といいますが、NPOだけではなくて、自治会とか区長会とか、そういった既存の団体も、もちろん想定しているものでございます。

卯月委員 この対象事業はどんなものがあるのかと、1市町村で例えば幾つか受けられるのか、それとも1つだけなのか、その辺について最後にお聞かせいただきたいと思います。

津田地域創生・人口対策課長 補助金の対象事業でございますけれども、移住してきた方が、地域の行事や風習に親しめるものということにしたいと考えておまして、例えば移住者が参加するクリスマス会などの交流会ですとか、意見交換会、また移住者向けに地域の祭りの手順を教えるような体験プログラムなどを想定しておまして、市町村と連携してこういった事業を実施しますと、補助対象事業となります。

また、1市町村1件かどうかということですが、全ての市町村でこうした取り組みを実施していただきたいと考えまして、まずは1市町村1件という助成を想定しておりますけれども、全体の状況を見ながら追加採択などして、予算の範囲内で採択をできるだけしていきたいと考えております。

(やまなしU・Iターン就職支援センター事業費について)

山田（七）委員 政の6、やまなしU・Iターン就職支援センター事業費についてお伺いいたします。

現在、有楽町に、やまなし暮らし支援センターがあります。今こうした施設というのは、どちらかというところと集約というところか、集中させて強化を図っていくというのが流れになってきていると思うんですけれども、あえて東京に、この2つのセンターというものを出す意味を教えてください。

津田地域創生・人口対策課長 あえてU・Iターン就職支援センターを出す意味ですけれども、有楽町のやまなし暮らし支援センターは、NPO法人のふるさと回帰支援センターに委託して運営しております。このNPOは、田園回帰というものを進めるNPO法人でございます。その特徴を出して運営していただいておりますので、やまなし暮らし支援センターも、本県の豊かな自然の中での暮らしを希望するファミリー層ですとか、ミドル・シニア層というところから活用いただいているところです。

しかし、ここのセンターの場所が、東京で就職活動、転職活動をする若者、黒いスーツを着てまちを歩く若者ですけれども、そういった方々が集まる場所ではないので、そうした層へのアプローチということが課題となっております。そこで、大手町のビジネス街にあって、職を求める若者が利用するビルがジョブ・ハブ・スクエアでございます。そこに大学生や若年転職者をターゲットとするU・Iターン就職支援センターを設置しまして、その運営につきましても、若者の就職支援に定評のある株式会社パソナに委託して、センターを出すものでございます。

山田（七）委員 年齢層によって就職相談の対応というものをかえていくというのを、これで理解できたんですけれども、この大手町に開設するセンターですが、先ほど相談員といいますか、キャリアコーディネーターを配置するという話だったんですけれども、どういう方を配置して、どういう経歴の方を配置するのか、教えてください。

津田地域創生・人口対策課長 U・Iターン就職支援センターのコーディネーターですけれども、パソナに委託することになりますが、私どもで考えておりますのは、U・Iターン就職の支援について十分な経験と実績を持って、かつ本県の状況を熟知している方、可能であれば本県出身の方、ベテランのキャリアカウンセラーで本県出身の方が望ましいと考えております。現在、そうした人材の提案もパソナ側から受けているところですので、十分に調整しまして、適切な人材を置きたいと考えております。

山田（七）委員 まだ、人材が本格的に決まっていないということですが、いろいろな方と相談をしながら、しっかりとした相談員、キャリアコーディネーターを配置していただきたいと思っております。

次に、窓口対応を2カ所にするという話になりますけれども、今あるこの有楽町の機能が低下するようなことがあってはいけないと思うんですが、その辺の対応はどうなんでしょう。

津田地域創生・人口対策課長 有楽町のやまなし暮らし支援センターは、多くの方に親しまれているセンターでございますので、機能を低下させるということなく、引き続きしっかりやっていきたいと考えております。

山田（七）委員 ぜひととも機能をどちらとも充実させた中で、若者、またいろいろな層の移住定住に、しっかりとつなげていていただきたいと思います。

（やまなし地域づくり交流センター（仮称）整備事業費について）

続きまして、ボランティア・NPO活動の促進事業費のやまなし地域づくり交流センターについて、お伺いいたします。

この旧ボランティアセンターなんですけれども、2016年3月、老朽化、また耐震化の問題があるということで閉鎖という中で、いろいろボランティア活動をされている方に、「このセンターの存続を何とかやってよ」というような、ずっと要望を受けながら4年間やってきて、ようやくまたこのボランティアセンターというものが再開するという形の中で、非常に私はこれはありがたいなと思うんですよね。今回、活動の活性化といったことを目的として、この設計費が計上されているんですけれども、この建物をどういう形で活用していくのか、また、こういった活用に至った経緯というものを、教えていただきたいなと思います。

小田切県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱） この旧ボランティア・NPOセンターの建物につきましては、今、委員がおっしゃられたとおり、平成27年度からその耐震基準を満たしていないということもありまして、閉鎖されているところでございます。ボランティア・NPOセンター自体は、平成28年5月に防災新館1階に移転して業務を行っているところでございます。

この旧ボランティア・NPOセンターの建物につきましては、昨年度、活用に先立ちまして、所有者であります県社会福祉協議会が、建物の耐震状況や劣化状況等の調査を行いまして、その結果、劣化は進んでいるものの、耐震補強工事、電気や給配水、空調などの設備改修工事を行えば、将来にわたって活用が可能であるという結果が出たところでございます。

一方、県でも、近年の少子高齢化などに伴う地域社会の担い手不足ですとか、コミュニティの希薄化などという、そういう社会背景から、こうした地域課題に取り組んでいくには、行政だけではなかなかできずに、多くの県民の皆さんや団体が連携して取り組んでいくことが重要だと考えておりまして、その多様な主体が交流連携する中核的な場所が必要であると、そういう考えから、この建物を活用しまして、新たな交流拠点として整備をしたいと考えているところでございます。

山田（七）委員 先ほどの答弁の中で、今の建物、社会福祉協議会が所有していると。その社会福祉協議会が耐震診断などをしたという中で、社協が持っているこの建物を県が整備する。これはなぜなのか、お伺いいたします。

小田切県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱） この建物を活用したいという考えに基づきまして、本年3月に県社会福祉協議会に、取得に向けた協議を申し入れまして検討を進めてきたところでございます。先週6月17日に県社会福祉協議会の定時評議員会が開かれまして、この建物につきましては、県に無償で譲渡するという提案がなされ、御承認をいただいたと聞いています。県としましても、今後は取得に向けまして、必要な事務手続について確認をしながら進めていきたいと考えております。

山田（七）委員 今回のこの建物ですけれども、地域住民が主体となった住みよい地域づくりを目指すためというような形の中で整備を行っていくんですけれども、具体的

に県としては、どのようなイメージの建物にしたいのか、お伺いたします。

小田切県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱） 具体的なイメージということなんですけれども、例えば女性ですとか学生、若者、あるいは高齢者など、さまざまな世代の方々がそこに集っていただいて、そういう県民の方々と、市町村や企業、NPO、そういった多様な主体がつながって交流することによって、顔が見える関係、「フェース・ツー・フェース」の関係ができますので、そういうところから、何か新しい活動とかネットワークが生まれるような、そういう場所にしたいと考えているところでございます。

具体的には、例えば、地域課題の解決に向けて取り組んでいるNPOの活動の支援ですとか、あるいは新たな担い手として期待されている女性や若者に対する起業や創業への支援、多様な働き方への支援など、そういうことを行って地域の活性化につなげていければと考えているところでございます。

また、今、防災新館1階にボランティアセンターがあるんですけれども、そういう地域課題の解決に向けて取り組んでいるボランティアセンターも、この交流センターとの関連が深いところがございますので、そういう機能もセンターに含めまして、地域の活性化に向けて相乗効果が高まると考えられますので、ボランティア・NPOセンターにつきましても、新しい交流センターの中の機能の一部を担うものとして、そこに一緒に入ってやっていけるように考えていきたいと思っております。

以上です。

山田（七）委員 今の御説明のとおり、多様な方々が集まって、そして今までこのボランティアというものに興味がなかった、関心がなかったという方にもボランティアへの興味を持っていただいて、このボランティアにかかわる人口がふえていく、底辺の拡大がされていくというのは非常に重要なことなので、ぜひともこれはしっかりと取り組んでいただきたいなと思うんです。

今回、設計に関する予算で計上されているんですけれども、当然この後、整備に関する実際的な予算というものがついてくると思っています。最終的にこのセンターがオープンされるまでのこれからのタイムスケジュール、オープンがいつごろになるのか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思っております。

小田切県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱） 今議会でこの予算案を御承認いただければ、本年度設計を行いまして、来年度には改修工事に入りたいと考えているところでございます。ただ、設計の結果が出まないと、工期ですとか、改修の程度がはっきりわかりませんので、その部分はいつとはははっきり今の時点では申し上げられないんですが、できるだけ早くオープンできるように取り組んでまいりたいと考えております。

また、センターの運営方法などにつきましては、最適な運営ができるように、今後検討していく予定でございます。

以上でございます。

桜本委員 山田委員が4年と言いましたけど、私はもう8年、臼井県議とともに取り組んできた内容であります。そこで、気がかりなのは、当初から言われているように、6月17日時点で無償譲渡が社協側で決まったということなんですけど、無償でいただく限りにおいては、やっぱりそこで条件が入ったりとかするわけですよ。そういった無償という形だけでいいんですか。何か条件だとか、そういったことを言われている経緯はありますか。

小田切県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱） 先週、評議員会で意思決定をいただきましたので、そういう条件面につきましては、今後、社協と詰めていきたいと考えているところでございます。

桜本委員 今まで耐震の設計等を行いながら、オーケーということで改修をしていこうという中で、まずは段取りとしては、無償譲渡をいただきながら、無償とする向こうの条件はある程度聞かなければならないと。

そして、また新しい交流センターという位置づけの中で、NPOも幅広くなってくる。今のお話があったように、女性の交流だとか、あるいは起業家だとか企業の育成だとか、いろいろ広がりつつNPOの新しいものにも目を広げていくということの中で、そういったものが1つ合体したところで、それを検討するような会議をつくって、じゃ、どういった機能を生かそうとかという、そういったやっぱり1つ段階が抜けてるような気がするんですが、今後のスケジュールの中で、いかがお考えでしょうか。

小田切県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱） 委員がおっしゃられましたとおり、やはり大勢の方の御意見を伺うということは、非常に大事なことだと思っておりますので、まだ日程的には詰めておりませんが、NPO団体の方ですとか、社会福祉協議会の方など、そういったボランティア団体の方や企業の団体の方々の御意見を聞く会を持ちたいとは考えているところでございます。

桜本委員 そういういろいろな各種の考え方を聞く中で、ある程度プロジェクトチームをつくらうと。そして、そのプロジェクトチームの意向がまとまった中で、基本的な設計プランに移行する、そして実施設計に行く。そして、具体的な建物の改修というような動きになっていくかと思うけども、やはりそういった1つの流れを逸脱してくると、どこどこが入っていなかった、意見が入らなかったというように、また違う問題を引き起こすようなことになりますので、ここまで時間をかけてきた建物のことですから、やはりしっかりとその辺のことを踏まえながら組み立てていてもらいたいと思います。

部長、どのように思いますか。

弦間県民生活部長 桜本委員のおっしゃるとおり、各種団体などいろいろ関係するところがあると思います。また、もともとボランティアセンターの問題もありますし、社会福祉協議会の建物を譲渡していただくということであるとか、ボランティアだけではなくて、女性や若者や高齢者、いろいろ多様な主体が本県の活性化のためにやっていくということで、ボランティア、NPOだけではない大きな目的がございますので、関係団体の意見を聞くとともに、庁内でも関係する部局がたくさんありますので、そういうところと一体となりまして、よりよい中核的なセンターとなるように、最善をつくしてまいりたいと考えております。

(聖火リレー開催準備費補助金について)

早川委員 オの2ですね。上から2番目ですかね。聖火リレー開催準備費補助金。ここに書いてあるように、聖火リレーのランナー選定にかかわる委員会で、これは実質、県が関係あると思います。たしか、もうすぐ7月1日から募集が始まると思うんですけど、注目度が高いと思うので、もう少し詳しく、この事業について教えてください。

草間オリンピック・パラリンピック推進課長 お答えいたします。聖火リレーのランナーの選定に当たりましては、公平を期すため、県実行委員会内に選定委員会を立ち上げて行うこととしております。この選定委員会は、10名程度で構成しまして、2回程度の作業を想定しており、具体的な経費は、委員に対する謝金や旅費などです。それが今回の予算の具体的な内容となっております。

早川委員 それで概略なんですけど、例えば、民間で先週ぐらいから、コカ・コーラとかトヨタ自動車が集集を始めていると思うんですね。たしか、コカ・コーラはポイントをためればみたいなことがあると思うんですけども、山梨県として、本県に関連がある人とか、ふるさと納税した人とか、わからないですけど、どういう観点で選定をしていくのか、決まっていれば教えていただきたいと思えます。

草間オリンピック・パラリンピック推進課長 県実行委員会では、ランナーの選定に当たりまして、大会組織委員会の基本的な考え方に基きまして、本県にゆかりのある方で、さまざまな分野で地域に貢献している方や、地域に誇りをもたらす方などを選定していくこととしております。

早川委員 そこで、聖火リレーは、全国的にも海外にも発信するチャンスだと思うんですよ。なので、たしか40人でしたか、枠があると思うんですけど、ただ募集するというだけじゃなくて、今ネットなどでのインフルエンサーを選定してみたり、芸能関係の人たち、発信力があるそういう人たちにも、私はその枠を与えてやっていくことが、富士山と絡めたり、リニアと絡めたり、必要だと思うんですけど、そういったことは、その40人の中にはあるんでしょうか。それとも、また何か考えているんでしょうか。

草間オリンピック・パラリンピック推進課長 県の実行委員会では、本県に割り当てられた44枠のランナーのうち、40枠40名を公募する予定でして、残りの4枠につきましては、本県にゆかりのある著名人を聖火リレーとして選定することとしております。

早川委員 また一方、そういうゆかりのある著名人などがいるんですけど、ちょっと逆の発想だと、できる限りいろんな人にも、例えば、お年寄りとか、障害のある方とか、広い意味で発信していくことも、非常に大切だと思うんです、参加意向の意味で。そういった人たちに対して、参加意向を広く告知する方法は何かお考えですか。

草間オリンピック・パラリンピック推進課長 ランナーの募集につきましては、県の実行委員会で、来週の月曜日ですが、7月1日から翌月8月31日まで、まずは40枠40名の公募をすることとしております。今、この準備を進めているところでありますけれども、現在作成中の専用のホームページから応募できるようにするほか、パソコンのない方もいらっしゃると思いますので、そういう方にも配慮いたしまして、紙ベースで郵送でも受付をすることとしております。

また、チラシや応募用紙を市町村や県の公共施設に設置するとともに、障害者の方にもわかりやすいように、点字による募集要項を県民情報センターや各県民センターに設置するなど、高齢者やあるいは障害者の方にも応募しやすい環境を整えることとしております。

早川委員

ぜひ効果的に使っていただきたいと思います。

(外国人材受入・共生推進費について)

もう1点だけ。政の9ページ、外国人材受入・共生推進費ですね。これは2,000万円余ですね。このことに関しては、本会議でも質問があったと思います。外国人に選ばれる県として、外国人目線の質問があったと思うんです。これは、そもそも労働人口が不足しているという中で、私は企業側の目線で質問したいと思うんですけど、まずはそもそも、現在の山梨県で、外国人の受け入れをしている企業、雇用している企業の具体的な数字がわかれば。前に聞いたことがあるんですけど、具体的な数字をお伺いしたいです。

高橋外国人材受入支援課長 受け入れの前提となる現在の外国人を雇用している企業の状況という趣旨の御質問かと思えます。

具体的な数を申し上げますと、外国人を雇用している事業所ベースの数字でございすけれども、平成30年10月末時点で1,184社ございす。この中では、業種別では製造業が最も多うございまして、従業員の数が少ない事業所の数がかなり多いと承知をしてございす。

早川委員

答弁で約1,200社ですか。山梨県の事業所総数は大体4万ぐらいだと思うんですけど、それからすると大体3%弱で、まだまだ少ないんじゃないかなと思うんです。我々も承知しているんですけど、片や、先行して、今まで積極的に受け入れている企業も実際あると思うんです。そういう積極的に今まで受け入れている企業と、新たに真っ白の状態から受け入れる、その企業のニーズに格差があると思うんですけど、それに応じた支援をどうやって行っていくつもりなんでしょうか。

高橋外国人材受入支援課長 委員御指摘のとおり、まだ外国人の雇用経験がない企業がある一方で、既に積極的に取り組んでいる企業があるというレベルの差があるということは承知をしてございす。

課別説明書の1番の事業でございすけれども、外国人材受入企業支援事業費という中に、今回新たに企業向けの相談窓口を設置し、アドバイザーの派遣を行うということと、企業向けの研修会を開催するという事業を載せてございす。

9月を目途に開設します企業向けの相談窓口においては、外国人の雇用経験がない企業の初歩的な御相談から、これまで外国人を雇用しているけれども、新たな資格、在留資格制度を活用したいという御相談、あるいは実際の雇入れや在留資格の変更手続の手助けがほしいという相談まで、幅広く企業のニーズに応じて相談を受け付けることとしております。

加えまして、入り口の基礎知識を学びたいですとか、情報収集をしたいという企業向けには、業種ごとに研修会を開催することとしてございすので、こうしたことを組み合わせまして、総合的に企業の支援を行っていきたいと考えてございす。

早川委員

企業向けの窓口を開設する。たしか本会議での答弁でもあったと思うんですけど、これはその場所、例えば県庁だと不十分だと思うし、地域も結構重要になってくると思うんですよ。そこで、9月でしたっけ、開設するんですけど、場所が決まっているか。場所が重要だと思うんですけど、どこにオープンするんでしょうか。

高橋外国人材受入支援課長 企業向け相談窓口の設置場所でございますけれども、中小企業人材開発センターという場所に設置を予定しております。中小企業の人材開発の拠点でありまして、エリアとしては甲府市の大津にございますアイメッセや産業技術センターなど、企業支援の大きいものが集積をしているエリアということで考えてございます。

早川委員 確かにあの辺、企業では、製造業があると思うんですけど、片や我々の富士北麓地域も観光人材とか福祉人材ということで、需要が非常に高まっているので、今後の課題として、ぜひ地域的にも検討して行ってほしいと思います。これは答弁は結構ですけど。

もう1つ、一元的に相談を受け付けて、各機関へつなぐという役割は大変重要だと思うんですけど、それぞれの案件に限らず、関係機関と県が連携をするということは非常に重要だと思うんですよ。

この事業の中の一番最後に、ネットワーク会議ってあるんですけど、これは、どういうメンバーで、内容は、どういうことを議論するのでしょうか。

高橋外国人材受入支援課長 3番目の事業のネットワーク会議の構成メンバーについてでございますけれども、さまざまな関係機関がございますが、その中でも出入国在留管理局や労働局など国の関係機関、関係市町村、加えまして、受け入れの企業側の代表として経済団体ですとか、共生推進の観点から外国人を支援する団体、外国人の住民の代表などを想定しております。

会議におきましては、受け入れの促進と共生社会の実現という2側面で、現状と課題について御意見をいただいた上で、今後の取り組みの方向性を御議論いただきたいと思いますと考えてございます。

なお、県といたしましては、本年度今後の取り組みの方向性をまとめましたビジョンを策定する予定でございまして、こちらについても、このネットワーク会議での御意見を踏まえて検討してまいりたいと考えてございます。

早川委員 最後に、このビジョンを策定していくんですけど、これは将来的な課題かもしれないですけど、御案内かと思うんですけど、例えば千葉県では、知事がベトナムに行って、覚書ですか、提携をして、お互いに向こうも安心、こっちも安心、安心感の担保をして、いろんなブローカーが入らないようにして外国人材を受け入れていたと思うんです。私は本県としても、そういう公的な担保で選ばれる県であったり、向こうもそういうことは必要だと思うんですが、そういった動きはあるのでしょうか。また、話し合いでそういう議論があるのでしょうか。

高橋外国人材受入支援課長 委員にただいま御指摘いただきましたのは、千葉県におきまして介護分野に特化をいたしまして、ベトナムと覚書を結んだということだと承知をしております。適正な労働環境を担保するということは、本県に外国人材を受け入れるに当たって、非常に重要な観点だと考えておりまして、一義的に権限を有します出入国在留管理局ですとか、労働局と連携をしながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

その中でも特に御指摘のありました特定の国との連携につきましては、まず県内の企業におきまして、どういう人材が欲しいかというニーズがまずあって、その上で取り組むべきものと考えておりますので、今後県内の企業の声もよく聞きながら、その是非も含めて検討してまいりたいと考えてございます。



(富士山登山鉄道検討費について)

桜本委員

政の3、政の4に関してであります。富士山登山鉄道検討費ということで4,175万9,000円ほど、繰越明許費が4,083万7,000円ということで、大体の部分が繰越明許になっているんですね。この繰越明許というのは、一般的に、例えば委託契約だとか、あるいは工事の全体の予算が決まっていく中で、年度末などに、これはちょっと無理のようだなといったことで、繰り越しという形で持ってくるわけなんですけど、今回、どういう経緯で、この繰越明許か。この予算を盛った段階で、もういきなり繰越明許なのか、その辺のいきさつ、経緯を御説明ください。

染谷政策企画課長 登山鉄道の検討費でございますけれども、登山鉄道の課題等につきまして、必要な調査、分析、検討を行いまして、その意義、必要性、事業の可能性、実現の可能性などにつきまして取りまとめた基本構想を策定することとしております。

その際に、詳細な部分につきましては、業務委託を行って調査分析を行うこととしており、その委託の内容につきましては、富士山及び周辺の現状と課題、環境への影響・効果、世界遺産への影響・効果、防災対策への影響・効果など、さまざまな分析をしていただくことになっております。

予算が議決されましたら6月議会閉会后、速やかに契約をする予定でございますけれども、並行して行う構想検討会での議論、中身を慎重に検討していく必要があることから、当該年度での執行が難しいということが想定されますので、繰越明許費を設定させていただいたということでございます。

桜本委員

繰越明許費を計上する時期もポイントだと思います。また、やはり方向として、スケジュール的に知事1期目の4年間のどういう時期にまとめていくのかということも、今、県民が注視しているところでもあります。そうすると、ことしと来年、委託をしながら調査の分析をすると、そしてまた検討委員会も開催するというところで、2年たった3年後に明らかにしていくということですか。ここまで盛るといえることは、やはりある程度総合的なスケジュールというものを持たないと、これだけの金額っていうのは盛りにくいんじゃないですか。ある程度、年次スケジュールというものは持っているんですか。

染谷政策企画課長 検討委員会につきましては、先般、勉強会という形で既に開催をいたしましたけれども、議決後、速やかに、7月から来年11月ぐらいをめどに検討をさせていただきたいと考えております。

調査につきましても、そのまま検討委員会のスケジュールと併せる形でやっていく方向で、ただいまのところ考えてございます。

桜本委員

この辺のことについても、最後部長に明確な答弁を求めたいと思いますが、後でまとめてお話し願います。

(ふるさと山梨定住機構事業費について)

続いて、政の7、ふるさと山梨定住機構という事業費に当たるわけなんですけど、私としては、去年、人口減少対策について、政策提言もさせていただきました。機構についても、要するに県民に明確になるように、そして市町村とも連携をとりながら、いち早く、いの一歩のものですよということはずっと申し上げてきたんですが、ここにおけるふるさと山梨定住機構というのは、どうい

う組織なんでしょうか。

津田地域創生・人口対策課長 このふるさと山梨定住機構ですけれども、県が運営する窓口として、組織としては当課の分室となります。ただ、当課だけということではなく、産業労働部などと連携しながら運営してまいります。

桜本委員 庁内の縦割り、横割り、いろいろあることの中で、トータルしてそれを機構というとなると、やはり私どもが提案していたのは、公益法人あるいは出資法人で、そういった具体的な方策の中で、山梨県や市町村、そして、県内の企業など、そういった組織の方々が出向しやすいようなものを、大所高所いろいろな27市町村の中に入れていただきながら、そういった即実効性を伴うような形にしていこうということ。私たちは、この政策提言の中のまず第一の組織をしっかり立ち上げて、やっていこうではないかという中で、前県政においても、最終的には具体的になりませんでした。組織としては、我々に考え方が近い形で追ってこられました。しかし、知事がかわればその辺の考え方の違いは、こういった政策の中身あるいは機構という名称の考え方、組織の運用のあり方というものが、全く変わってくるのでしょうか。

知事が、トップがかわろうとも、やはりやるべきことは人口減少対策をいち早く、27市町村一緒になって、政治も各業界も団体も一緒になってやっていこうということ。どの県政にかかわろうとも、それはやっぱり一番初めに体制として整えていくことが、この行政の急務ではありませんか。いかがお考えでしょうか。

津田地域創生・人口対策課長 この機構につきましては、昨年度議会から政策提言をいただきまして、他県の状況を全国的によく調べて出てきた事業でございます。

他県の状況を調査しましたところ、例えば和歌山県など、法人を持たない県でも多くの県が県内に就職や暮らしの情報を案内する定住支援拠点も持っているということがわかりました。また、法人を持つ県、その法人には、やはりよいところもあるのですけれども、定款などに縛られてなかなか柔軟に事業を実施できていないという状況もあることがわかりました。

そうした中で、本県でも県内での拠点を設け、県の運営で業務を開始することを選択したわけですけれども、市町村も一緒に入って、また業界や企業もというところにつきましては、昨年度立ち上げた人口対策アクティブネットワークという組織がございます。こことよく連携しまして、皆様の意見を聞きながらやっていきたいと考えております。

桜本委員 そう考えると、もうそこに二重構造というものが見られるじゃないですか。そこと連携していくということではなくて、その組織の生かし方というか、そのあり方というか、どのように前回、前知事のときに出たものをうまく生かしていくのか、利用していくのか。今の状態だと二重構造だと思いますよ。いかがですか。

津田地域創生・人口対策課長 人口対策アクティブネットワークというものと、当課の分室である機構が連携する。ネットワークの事務局は私どもで持っておりますので、それほど二重ではないと考えております。

また、その組織をしっかりつくるということも確かに重要なんですけれども、昨年度市町村にもアンケートをしまして、なかなか出捐金を出すとか、そういったところまでの意向が余りない。そういう機構が必要だということところが、ま

だ市町村には考えがないということがわかりましたので、まずは県の運営でこういった機構というものを立ち上げて、理解を進めていくことが重要かと考えております。

桜本委員　　今、課長のほうから27市町村を見ても積極的ではないと。そういったところは、やはり我々に公表すべきですよ。県内の市町村、どこでも人口減少対策というのは真っ先の政策課題になっていますよ。その中で差異が生じているということは、やはり大きく公開しなきゃいけないことじゃないですか。国が中心となって、都道府県が中心となって、市町村と連携していく。この三位一体の体制の中で、県がお話ししたら、御了解をいただけない市町村があったなんていうのは非常に初めて聞くような内容ですよ。どの時点でそういったものが明確になったんですか。

津田地域創生・人口対策課長　大変失礼をいたしました。ちょっと私の説明に誤解があったようでございます。

アンケートをしましたのは昨年でございまして、議会の提言を示しまして、このような法人が必要かどうかというところを聞いたわけでございます。それに関して必要だというところが、今のところそういったところは考えられないという意見が多かったということございまして、理解を得られない市町村があったというわけではなく、余りニーズが今のところないと。むしろ市町村としては独自の取り組みを強化していきたいと考えているといったような内容でございました。

桜本委員　　やはり、そういったデータというのは公表してもらわないと。議会の中の一方的な県に対する提言で終わってしまうわけですよ。議会の提言がありながらも、県のほうでアンケート調査したら、これこれこういった状況ですよ、県議会の提言とは乖離していますよということは、やっぱり明確にしてもらわないと、私たちも地域の代表として、こういった問題が非常に扱いにくくなりますよ。

要するに、地域から選出されている県会議員と27市町村のトップの考え方が明らかに違うってということが明確にならないと、私たちにとっても、県から今の事業は市町村と連携して窓口とか書いてありますよね。こういった窓口には賛成だけど、こういった部分には賛成できませんなどということをやっぱり明確にしないと、この今までの予算だっておかしい話になるじゃないですか。

津田地域創生・人口対策課長　市町村とは私ども、常々いろいろやりとりをしております、また必要なものについては公表していきたいと考えております。

桜本委員　　ちょっと今、問題ありますね。市町村と我々はネットワークがあるけれども、県会議員からのものはネットワークがないという、そういった言い方ですか。

我々は、地域から選出されている議員ですよ。それが市町村と我々の考え方は理解がほど遠いと、乖離しているということをお認めのような回答じゃないですか。そういうことですか。

津田地域創生・人口対策課長　いいえ、そういった意図ではございません。市町村と私ども事務方レベルでいろいろざくばらんに意見交換はしております。事務方と首長と話す場合もありますし、事務方だけと話すときもございまして。そういった中で、全部を全部ということではなく、必要なものについては委員のおっしゃる

とおりに公表していくべきだと考えておりますので、必要なものはまた公表してまいりたいと思います。

桜本委員 必要なものは公表していく。必要でないものは公表しないって、それはまさしく隠蔽じゃないですか。我々は地域の代表として出てきながら、県行政が行う市町村のアンケートに対して、出すものは出すけど、出せないものは出せないって、それじゃ我々は何のためにここで議論をしているんですか。  
部長、今の課長の答え、どう思いますか。

渡邊総合政策部長 桜本委員の御指摘がありましたように、議員の方々は地域の代表でありまして、市町村の皆さんと私どもと一緒にやっぱり情報は共有して、同じ方向を向いて政策に取り組むことが非常に重要だと考えております。  
私どもの説明で誤解をもし招いた点があれば、大変失礼を申し上げたと思います。謝りたいと思いますが、私どもとしては、議員の皆様が地域の、住民の方々の代表だということは十分に認識しておりますし、議員の皆様に対して、情報提供はどんどん行っていきたいと思っております。私どもとしても一緒に同じ方向を向いて、二元代表制の両翼を担う者として、県政を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

桜本委員 今の部長のお話と、課長のお話が違います。ちょっと休憩していただいて、これからの審議にかかわることですので、どの点がどういうふうに違うのか、部長と課長の話をまとめていただけますか、委員長。

乙黒委員長 委員各位に申し上げます。審査の途中でありますが、暫時休憩とさせていただきます。再開は改めて連絡させていただきます。

( 休 憩 )

乙黒委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
先ほどの桜本委員からの質問に対する答弁について、執行部に再度説明を求めます。

渡邊総合政策部長 先ほどは、執行部の答弁の中に、皆様に誤解を招くような答弁がございまして、混乱を残してしまったことにまずもおわびを申し上げます。

先ほど御説明させていただきました調査につきましては、まとめて内容をしっかりと整理をして議員の皆様にご提示をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

私どもは、県議会の議員の皆様は県民の代表として十分にその認識をしておりますので、これからきちっと内容について情報を説明し、御理解いただく中で県政運営を今後も進めてまいりたいと思っております。

人口減少対策につきましては、桜本委員が委員長として御尽力され、政策提言を取りまとめ、昨年7月に御提言をいただいておりますが、私どもは非常に重要なものとして捉えております。人口減少対策が喫緊の課題であることについての認識は、何ら変わっておりません。今後におきましても、幅広い形であらゆる施策を総合的に推進する中で取り組んでまいりたいという決意の中で、総合計画として一体化することといたしました。

ここにおいても、人口減少対策を最優先に取り組んでまいりたいと思っておりますので、委員各位には御支援、御協力をどうぞよろしく願いいたします。

桜本委員

続けて質問させていただきます。こういった問題とここは連動してくるわけなんですけど、私どもは政策提言の中で、毎議会の中で進捗状況を説明してくれと、そういったものも本来の提言の趣旨の中に加えさせてもらっています。そういった中で、今の部長の発言だと、総合計画の中でその提言を反映していくというような考え方なのですが、私たちは行政のチェック機関として、提案をしたその40項目の内容がどのように実行されていくのかというものを、やはり評価、チェックしていかなければならない。その中で、総合計画の中に、余り見えないような形にされてしまうと、最終的に行政の政策評価の中で、その40項目がどんなふうにかかされているのかというのがだんだん見えなくなってしまう。

そのことに関しては、議会への報告ということではなくて、その総合計画の中でまとめてしまった中で判断をしてくださいという考え方なんです。

渡邊総合政策部長 私どもは、いただいた政策提言を、総合計画としてある程度上位の計画の中で位置づけて、全体的に取り組むという形にさせていただきたいと考えております。その中で、提言の中にありました5つの、例えば移住定住であったり、産業振興であったり、地域人材の育成、地域の活性化などにつきましても、5つの戦略の中に分散させて位置づけたらと考えております。

御提言いただいた10項目につきましても、これからつくります本計画の中で、全ていろいろな形に入れて計画をつくってまいります。状況の報告につきましては、毎年議員の皆様にご報告させていただいております。主要成果説明書の中で御説明をさせていただくような形で考えております。

桜本委員

私もそうなんですけど、前県政においても、我々自身が議員として40項目の提案をしている中、県民に対して、あるいは議会に対して、やはり公約のチェックということは、議会の選ばれた私たちにとって、行政が約束事、あるいは議会が提案したことに対して、達成率はどのようになっているのかということ、我々の提案がやはりどのように政策として実行されていくのかということでもあります。

それを、やはり我々提案した側がチェックしにくい形にするということは、我々にも非常に目につきにくくなりますし、県民にもわかりにくくなるという弊害もあります。その辺は、ぜひ我々あるいは県民にわかりやすいような形にぜひともしていただきたいと思います。いかがですか。

渡邊総合政策部長 私どもは溶け込ませていただくという形で御説明させていただいたんですが、少しでも県民の皆様によりわかりやすい形ということも考えておりますので、今、委員から御発言がありました内容も踏まえまして、今後計画の策定の中で、また考えてまいりたいと思っております。

(リニアやまなしビジョン(仮称)策定事業費について)

桜本委員

次に、リの2、リニアやまなしビジョン(仮称)策定事業費の件でございます。

この説明で、経済効果ということの中で、誘致の方針や駅の周辺、整備内容等を調査検討ということ、この表記が1のほうにはあります。そう考えると、やはり前県政の中でも、石寺課長は同じ室から課ということにかかわってきているんですけど、前県政とこの事業策定のビジョンというのは、わかりやすく言うと、どこが違うんですか。

石寺リニア推進課長 本県でリニアに関する構想、指針等は、まず最初は平成25年3月にリニア活用基本構想というものを横内県政の時代につくらせていただきました。これはリニアが走るということが決まりました、山梨県は、こういった県土づくりをしていくかというところをまとめさせていただいたものでございます。

続きまして、リニア環境未来都市ということで、後藤前知事が公約で掲げられましたリニア環境未来都市整備方針というものがございます。こちらにつきましては、基本構想を受けまして、リニア環境未来都市というものを山梨の駅周辺につくっていくためにはどうすればいいかということで、駅周辺、それから駅の近郊、さらには県内でどういう取り組みをするかというものをまとめたものでございます。

さらには、途中になりましたが、その上で昨年度策定しておりました基本計画というものは、駅周辺24.5ヘクタールの中にどのような機能を入れるのが、これからリニア環境未来都市をつくるのにふさわしいのかということの検討を進めてまいったものでございます。

今、委員に御指摘いただきました新しいリニアやまなしビジョンにつきましては、その24.5ヘクタールなど、そういう枠は取り外しまして、まずリニアによって本県にどれだけのお客さんに来ていただけるか、そういう視点から、知事が公約で掲げたもの、大規模展示場でございますとか、会議場でございますとか、研究機関や工科系の大学、さらには国の政府機関の移転、防災機能というようなことを加えまして、リニアの時間短縮効果によって、本県に可能性のある施設について、実際、そういう施設の誘致が可能かどうか、また可能の場合、どのくらいの規模、こういった位置が適切なのかというものを、このビジョンの中で明らかにしてまいりたいと考えております。

桜本委員 そうすると、今までの周辺、中央市ですとか、あるいは甲府市と、駅近郊とといった中で打ち合わせしてきたが、甲府市自体も人口をふやしたいというようなことも、全く白紙同然に扱いながら、真っさらの中でやっていくということでしょうか。

石寺リニア推進課長 一部新聞報道で白紙化というような表現が出ましたけれども、これまで検討してまいったことは、リニアの開業効果、時間短縮効果の中で、有益なものということで、甲府市におきましても、近郊のまちづくりとといったことをお考えになっているかと思えます。また中央市、昭和町についてもそれぞれお考えになっているかと思えます。

具体的な施設ということになりますと、今回ビジョンの中で検討を進めるわけでございますけれども、まちづくりでございますとか、そういった施設を誘致して、新しいまちづくりをするということについては、全く今までのものが役に立たないということではなく、それらを踏まえた上で進んでいけるのかなというふうと考えております。

桜本委員 こういった新しいビジョンに取り組むということであれば、やはり今までの関係で、近郊の市町、昭和町、中央市、甲府市、笛吹市、こういった方々にも入っていただいて、改めてビジョンを構成していくというお考えなのですか。

石寺リニア推進課長 これまでのリニア環境未来都市整備方針、基本計画は、いわゆるまちづくりという側面、駅周辺、また近郊という考え方を持って、周辺市町の方にも入っていただきまして、検討を進めてまいりました。

今回のリニアやまなしビジョンにつきましては、まず先ほど申しました可能性のある施設が実際誘致できるのかできないのか。それから、そういったものの規模とか場所というものを、まずは有識者、専門家に入って検討していただきまして、どういった適地があるのかという形になった段階で、周辺市町の皆さんとそういう適地についても意見交換をさせていただければと思っております。

桜本委員           それでは、場所の範囲というのは、笛吹市も入ってくるのか、昭和町、中央市も入っていくのか、南アルプス市まで入っていくのか。やっぱり発注者としては、その内容をある程度提案しなきゃなりませんので、その中のここまでの範囲を考えてくださいというのは、どこまでの範囲を県では考えているんですか。

石寺リニア推進課長   これまでは、先ほど申しました甲府市、中央市、昭和町という近郊エリアでございましたが、今後リニアやまなしビジョンのいろんな施設の適地につきましては、リニアの開業効果が発現される場所ということで、駅前、また周辺に限らず、中央自動車道、それから環状道路、そういったものによるアクセス性が、ここは今どこまでということはなかなか申し上げにくいのですが、リニアの駅まで東京から25分、名古屋から40分に来て、そこから先、どこまでの範囲であればそういったものが可能であるのかということについても検討してまいりたいと考えております。

桜本委員           よくわかりました。かなりの部分、白紙の状態の中でビジョンが進んでいくという内容がよくわかりました。

次に、2の乗降客数。これも前県政の中で、私も当時の室長ともよく意見交換もさせてもらったんですが、やっぱり駅位置を想定しないと、アクセスの問題だとか、あるいは交通機関、今説明があった高速道路や身延線、環状道路または中央線、やはりこれら既存の交通量の影響を調査するとなると、やっぱり幾つかポイントを置かなきゃならないと思うんですよ。ここのポイントだったら100、このB地点だったら200、C地点だったら300というように、その最大公約という、数を評価するには各幾つかの地点を決めなければなりませんけれども、幾つぐらいの地点を想定しているんですか。

石寺リニア推進課長   これまでの需要予測につきましては、平成25年3月のリニア活用基本構想で1時間に1本で1万2,300人、昨年11月に公表させていただきました基本計画の中間取りまとめの中で1時間、最大2本ということを含めると、1万2,000から1万9,700人という数字を公表させていただきました。

これらにつきましては、基本的にはアンケート等による回帰分析という手法を使いまして、山梨に来られるか来られないか、来られる場合リニアを使うのかといったことを、アンケート手法の中で相関関係等を見て、ある程度確実というものをモデル的に示させていただいたものでございます。

今回新しく1,700万円ほどお願いしております調査につきましては、4段階推定法といいまして、全国各地から山梨にどのような形で今来ているのか、また、山梨から行かれているのか。そのような中で、その場合、どういう交通機関を使っていらっしゃるのか、リニアができたときにはそれが転換するのかどうかといったことを検討してまいりたいと思っております。基本的には、今の中央自動車道のスマートインター付近の天津町、それからもう1つは、この場で御議論がありました身延線の小井川駅周辺というものが1つのポイントに

なってくると考えております。

桜本委員

最初の事業の説明の中で、乗降客というのは、要するにおりたり乗ったりという理由があるという御説明があったと思います。やはり、そこが一番のポイントだと思うんですね。物によってはおりるほうが多い、物によっては乗っていくほうが多いというように、この乗降客調査をする場合でも、その理由づけが一番大事だと思うんですよ。ぜひ、今までの調査の繰り返しということではなくて、全く角度が違った、そういった乗降客調査をしていただきたいと思います。

その辺の今までの調査との明確な違いというものを、もう一度局長からお答えください。

三井リニア交通局長 これまでの調査は、既存の新幹線駅を機能的に割り戻したような形の計算、あるいはアンケートで出してもらいました。今度の調査は、パーソントリップ等を基本に、今最も信頼があるといわれている4段階推定法というものを使って推計してまいるといってごさいます。

特に今回、意識しているのが、山梨新駅だけではなくて、ほかの公共交通機関にどのように影響があるか、それも踏まえながら乗降客数を推計した上で、将来的にどういう交通体系が望ましいかまで見据えながら検討していきたいと、そのように考えています。

(山梨文化芸術総合推進事業費について)

望月(利)委員 県民の5ページなんですけど、山梨文化芸術総合推進事業費について幾つかお聞かせいただければと思います。

文化力の向上というのは、地域経済ともリンクしますし、また教育分野にも非常に大きな影響を与えてくると思います。その中で、今回、文化芸術推進基本計画策定費というものが盛り込まれていますが、この策定に至るまでの経過をお聞かせください。

酒井生涯学習文化課長 文化芸術推進基本計画の策定経緯について御説明申し上げます。昨年12月に、心豊かな県民生活と活力ある地域社会の実現、また県経済の活性化を図ることを目的とする山梨県文化芸術基本条例を制定したところでござい

ます。本条例においては、本県の文化芸術の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、基本的な計画を策定することを規定しております。本年度は、この条例に基づく基本計画を策定しまして、施策の着実な推進につなげてまいりたいと考えております。

望月(利)委員 平成30年12月25日に公布施行した山梨県文化芸術基本条例に基づいてということで御答弁をいただきました。

この条例の中には、基本理念が9つあるということは御承知のとおりですが、こういった基本理念を達成するため、連動した形で今回の文化芸術推進基本計画策定費を盛ったということだと思います。

今、経緯を聞きましたが、文化芸術推進基本計画を策定するに当たり、有識者から専門的、建設的な意見を徴するための会議を開催するといった説明があったと思いますが、この会議のメンバーなどを教えていただけますでしょうか。

酒井生涯学習文化課長 文化芸術基本条例では、文化芸術の振興等に当たり、県民や文化芸術



団体、また事業者、学校、市町村、県等が連携や協力を図ることを定めております。

また、文化芸術により、生み出される多様な価値を地域の活力の向上や県経済の活性化に生かすために、観光、まちづくり、国際交流や産業、教育などの関連分野と連携を図ることについても規定をしております。

そのため、今回の計画に御意見をいただく委員としましては、文化、芸術の継承活動や人材の育成を行っている方、また文化芸術を生かしたまちづくりや国際交流の推進や文化芸術を活用した観光や産業の振興などについて意見をいただける方に、メンバーに入っていただきたいと思っております。それらの方々に広く御意見をいただく中で、基本計画を策定してまいりたいと考えております。

望月（利）委員 御答弁の中に、多様な価値、そして県経済の活力という部分がありました。まさに文化芸術をしっかりと醸成していくことによって、長期的ではございますが、この山梨県の経済、また文化芸術が盛んなところには、人は集まってくるということがございます。メンバーが何人とか、いつ開催するというようなスパンなどは今お答えできないかと思いますが、もしできるのであれば、教えてください。

酒井生涯学習文化課長 有識者会議のメンバー数については、おおむね15名から20名程度を考えております。その有識者会議の開催のスケジュールですが、年内に3回程度会議を開催しまして、広く御意見を求めていく予定でございます。

望月（利）委員 15名から20名参加ということで、結構大勢なメンバーで多様な意見を集約していただくような形になると思います。期待しておりますが、やはり内容というか、方向性ですね。どのような内容の計画にしていきたいかという、ある程度の見通しというかビジョン、方向性というのが必要だと思いますが、その辺についてお聞かせいただけますか。

酒井生涯学習文化課長 計画の内容についての考え方でございますが、本県の魅力ある文化芸術を後世に伝えるとともに、地域の特性を生かした文化芸術に関する施策の推進を図るための計画づくりを行ってまいりたいと考えております。

さらに、観光、まちづくり、国際交流、産業などの関連分野の施策との連携により、文化芸術の施策の充実を図り、文化芸術の力で活力ある地域社会、県経済の活性化につなげる計画にしたいと考えております。

望月（利）委員 ちょっと視点を変えて、山梨文化芸術推進月間事業費という部分ですね。この中にフォーラム、県民文化芸術ひろば（仮称）の開催等とありますが、これがどのような事業内容か、お聞かせいただけますか。

酒井生涯学習文化課長 文化芸術推進月間の事業内容についてでございます。文化芸術基本条例において、11月を文化芸術推進月間と位置づけておりまして、県はこの月間の趣旨にふさわしい事業を実施することとしております。月間事業を初めて実施することになります本年度につきましては、特に若者が文化芸術活動に参加するきっかけにいただくため、山梨文化フォーラムを開催し、若者に人気を持つ本県ゆかりの文化人の講演会や文化芸術で山梨を元気にすることをテーマとするパネルディスカッションを行うことを考えております。

また、県民文化芸術ひろばにつきましては、県庁の噴水広場において高校生

や大学生などによる書道パフォーマンスや、ダンス、また音楽演奏などを発表するイベントを開催する予定です。

このように県民が文化芸術に親しむ機会の一層の充実を図ることにより、多くの方々に文化芸術に関心を深めていただきまして、文化芸術活動の活性化を促進し、文化芸術の振興を図ってまいりたいと考えております。

望月（利）委員 秋深まる11月にフォーラムということがございます。そして、若者たちにしっかりと文化力、そういったものを醸成していくような仕組みということで、次世代の山梨県を担っていく若者の文化力が、これを契機にさらに向上していけばと思っております。

（公共交通等運転者脳血管疾患対策事業費について）

次、リの4ページをお願いします。この4ページの中ほどに、㊦公共交通等運転者脳血管疾患対策事業費というものが盛り込まれておりますが、この脳血管疾患対策事業費、なぜこのタイミングにこういう制度を、こういう取り組みを始めたのかということ、まず基本的なことでお聞かせください。

三井交通政策課長 まず、ドライバーの突然死によります健康起因による事故が全国的に急増していたということと、高速バスでの重大事故が発生しているといったことを背景に、平成29年1月に疾病運転の防止措置を事業者に義務づけるということで、道路運送法、貨物自動車運送事業法が改正されました。

平成30年2月には、国のほうで脳血管疾患のガイドラインというものを策定いたしましたして、こういったことを受けて、県バス協会におきましては、平成30年度から協会員に対する脳健診受診事業というものを開始したところでございます。

一方、バス協会未加入のバス事業者でありますとか、タクシー事業者の方につきましては、脳健診を活用できる補助金、先ほどの説明が不十分でしたが、県バス協会については、平成30年度から県の産業労働部の補助金を活用いたしまして、脳健診を実施してございました。しかしながら、バス協会に未加入の事業者でありますとか、タクシー事業者につきましては、この補助金が活用できないことから、県として、今回補助金を創設いたしましたして、未加入のバス事業者、タクシー事業者につきましても、脳健診の受診が行えるように、今回この制度を創設させていただいたところでございます。

望月（利）委員 平成20年の道路運送法改正からずっと連動して、現在、未加入の部分も網羅できるようということで、このタイミングで補助制度を創設したという答弁をいただきました。今言ったように山梨県の状況というのは、このタイミングだと思っておりますが、全国的にこういった懸念があります。他県の状況はどうでしょうか。

三井交通政策課長 全国の取り組み状況につきまして、当課で電話照会等をいたしましたところ、当県のバス協会が活用しております運輸振興事業補助金、これを活用してバス協会やトラック協会で行っている事例はございますが、この補助金から漏れているタクシー事業者でありますとか、協会未加入のバス事業者、これらの方に対する補助制度は現在のところ確認できておりませんので、全国的に先進的な事例であると承知しております。

望月（利）委員 全国の先陣を切って、しっかりと網羅できるような取り組みをやっていただ

けること、まさに攻めの取り組みだと評価するところでございます。

ぜひ、しっかりと進めていってほしいなと思います。もう1点、補助額について。ちょっと心配なんです。下のほうに書いてあるとおり、運転者1人当たり1万円が上限ということでございます。私も脳ドックなどを受診したことがあるんですが、その1万円ではとても足りない。恐らく五、六万円ぐらい、かかるんじゃないかなと思っておりますが、この補助額は1人1万円です。足りるのでしょうか。

三井交通政策課長 ただいま委員からお話がありましたとおり、脳血管疾患の検査をいたします血液検査でありますとか、超音波検査等を含めた脳ドックにつきましては、大体5万円から6万円といった金額になるところでございますが、頭部MRIやMRA検査といったものに絞った検査のみを実施しているところがございまして、こちらによれば、おおむね2万円程度でその検査ができるということでございます。

また、バス協会におきましても、補助額が1事業者1万円ということでございますので、そちらも考慮した中で、限度額を1万円とするという内容に決定させていただいたところでございます。

望月（利）委員 MRI、MRAで2万円程度ということであれば、半額近い補助ということでございます。そして、先ほど説明があったとおり、全国でも先進的な取り組みということで、いろいろな反省点もこれから出てくると思いますが、やっぱり先陣切って物事を進めるというのは非常に勇気の要ることです。大切なことでございます。ぜひこの山梨県発の政策を、しっかりと進めてほしいなと思います。最後に、意気込みをお聞かせください。

三井交通政策課長 今、委員からお話ございました、全国に先駆けての健康起因事故の防止対策ということで、ぜひ事業者にも、この脳健診の重要性につきましても、セミナー等を通じてしっかりと周知をさせていただきまして、その必要性を事業者にも認識していただいた上で、この脳健診の受診がさらに進んで、人員を輸送します県内の公共交通の安心安全の確保をしっかりとしていきたいと思っております。

(女性活躍応援プロジェクト事業費について)

白井委員 県民2の女性活躍応援プロジェクトについて伺いたいと思います。

ここに女性活躍企業認定制度の創設とございますけれども、その制度の内容をお聞かせいただければと思います。

小田切県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱） まず、国におきましては、次世代育成支援対策推進法に基づきまして、仕事と子育てに関する状況が一定の基準を満たした優良な企業につきましても、子育てサポート企業として認定する「くるみん」という制度がございます。

また、女性活躍推進法に基づいて、女性の活躍に関する状況が一定の基準を満たした優良な企業につきましても、女性活躍推進企業として認定する「えるぼし」という制度がございます。特に、この女性活躍の「えるぼし」の認定基準につきましては、例えば男女の採用における競争倍率が同程度であることや、女性の平均継続勤務年数が男性の7割以上であること、管理職に占める女性の割合が産業ごとの平均値以上であることというように、認定基準がかなり厳しくなっております。少ない採用人数の中で、優秀な人材であれば男女を問わず採用したいという、そういう中小企業にとってはなかなか認定取得が難しい

状況でございます。

そこで、中小企業の多い本県におきましては、その実情に合わせまして、例えば「えるぼし」などの認定基準を緩和しました県独自の認定制度を創設しまして、国の認定取得のステップアップとなるよう、後押しをしまして、女性が活躍できる環境整備を行う企業の増加を図っていきたいと考えているところでございます。

臼井委員           この「えるぼし」は、実際に今、この山梨県内の企業でどれぐらいの事業所が取得、認定されていらっしゃるんでしょうか。

小田切県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱）   「えるぼし」につきましては、県内では山梨中央銀行1社だけでございます。

臼井委員           この認定制度の創設ということでございますけれども、これはしっかりと、1社だけということではなくて、せつかくであれば多くの企業に取得をしてもらいたいと考えているところだと思いますけれども、これは具体的にどのような取得をしていただくよう働きかけをしていくのかを伺います。

小田切県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱）   認定の取得に向けましては、個々の企業に社会保険労務士などをアドバイザーとして派遣しまして、例えばその企業における現状の分析や、女性の活躍に関するその取り組み状況の行動計画の策定支援、認定手続の支援等を行う予定でございます。

また、県の独自認定を取得した企業に対しましては、認定証交付式を行うとともに、県で独自にデザインしたシンボルマークを使っていただいて、その企業が女性活躍推進企業であるというイメージアップに活用していただきたいと考えています。そのこと自体を新聞広告などで広く情報発信を行いまして、その取り組みを県内の企業に波及させていきたいと思っております。

臼井委員           アドバイザーの派遣もされたり、あるいはその研修会も開催されるということでもありますけれども、まず何よりも、この制度があるんだと、そしてそれがその企業に有益なもの、何かメリットを感じられるようなものにならなければ、そのアドバイザーの派遣を要請することもないのかなという思いもありますので、ぜひその周知を、メリットという言い方が正しいかどうかわかりませんが、そういったところとあわせて、しっかりと伝えていただければいいのかなと思います。

あと、この認定制度ですね。先ほど「えるぼし」に関しては条件面のハードルが非常に高いというようにお話でありましたけれども、この認定制度というのは、いろんな分野でこういったものが最近出てきているかと思っておりますけれども、話を伺うと、中には、結構いろんな事務量が非常に多くて、「やりたいんだけどちょっと時間がかかって大変だ」とか、そんな意見も別の認定制度ではあります。まだこれからの部分はあるかもしれませんが、具体的に申請をするに当たって、今わかる時点で、その申請の事務量というか、そういったものがわかるのであれば教えていただきたいと思っております。

小田切県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱）   国の認定の「えるぼし」につきましては5つの基準がございまして、先ほど言いましたように、募集における男女の比率ですとか、女性の管理職の比率などがありまして、その5つの基準を全て満たせば3つ星がつくんですけども、1つだと1つの星だとか、そう

いう段階があります。ただ、5つの基準のうち1つを満たしても、ほかのところ改善傾向にないと、なかなか認定ができないというところがございます。

そのため、県でも独自の制度として、ステップアップできるような認定制度を今考えているところがございます。そこはまだ具体的には決まっていないところもございますが、できるだけ負担が少なく、企業の皆さんが取得に向けて取り組んでいただけるような、そういう制度を考えていきたいと考えております。

臼井委員

内容については、まだ完全に固まり切っていないということがございますので、それはまた御検討いただきたいと思っております。いずれにしても、せつかくの認定制度でございますから、やはり多くの企業に認定できるような、そういったものが望ましいのではないかと考えております。

そして、例えば、私が仕事をしておりました福祉の業界などは、女性が非常に多いのですが、ただ、何かこういった制度がありますよというだけの広報、周知だけではなく、せつかくの制度でありますので、ぜひそういった女性の多い業界や企業に、積極的に働きかけをしていくとか、こちら側からもっと積極的に行っていくことが、より多くの企業に関心を持っていただいて、「じゃあこの認定取得するための努力をしてみよう」ということにつながるのではないかなと思っております。ぜひその点も今後1つ検討していただきたいなと思っております。

(交通弱者支援サービス導入事業について)

大久保副委員長 私は、課別説明書のりの4ページの交通弱者支援サービス導入事業について、幾つかお伺いします。各自治体では、高齢化ですとか過疎化が非常に進んでおりまして、公共交通や交通サービスの多様化が叫ばれる中で、非常に必要性が論じられていると思います。

まず、新たな交通サービスとございますけれども、具体的にどういったものでしょう。その辺からまずお伺いしたいと思います。

三井交通政策局長 新たな交通サービスとは何かという御質問でございますが、これは関東運輸支局に登録を受けました市町村でありますとかNPO法人等が、自家用自動車を用いまして、有償で人を運送する自家用有償旅客運送というものと、自家用有償旅客運送に頼ることが困難な場合に、地域ボランティアや地域の助け合いといった活動の中で、許可または登録を要しない輸送、互助による輸送と一般的にっておりますが、この2つの手法の輸送も新たな交通サービスと捉えております。

大久保副委員長 交通弱者対策ということで、市町村、地域ごとの地域性ですとか、既存のシステム等が存在する中で、市町村ごとの地域格差が散見されているのも、これは事実であります。既に導入している市町村等は県内にあるのでしょうか。

三井交通政策課長 県内の初期導入状況等の状況はいかがかという御質問でございますが、自家用有償旅客運送につきましては、甲府市ほか県内の7市町村が登録を受け、運行をしております。

また、NPO法人につきましては、1法人、これは丹波山村で行っております「ソントク」と通常いわれておりますが、この事例が1件でございます。

また、許可登録を要しない互助による輸送につきましては、運輸支局でも全体を把握しておりませんが、当課で知る限りにおきましては、北杜市、中央市、

南アルプス市の3カ所で、北杜市では「でかけ〜る」ということで、ボランティア団体が輸送。また中央市につきましては、中央市社会福祉協議会ボランティア移動・お出かけサービスというサービス。また、南アルプス市につきましては、湯沢おたのしみツアーというところで、それぞれ自治会員が輸送するというふうなことで、3つの事例を承知しているところでございます。

大久保副委員長　ここに、補助対象事業に運転者講習の受講ですとか備品購入という具体的な文言が出ておりますけれども、どういう内容なのか、お聞かせください。

三井交通政策課長　この自家用有償旅客運送を開始するに当たりまして、イニシャルコストということで、まず運転者に資格要件がございます。これは第2種免許を有している者ということになります。この2種免許を有していない場合は、国交省が認定いたします運転者講習等を受ける必要がございますので、こういった認定者講習に係る経費や、車両の購入費、配車管理のためのタブレットやパソコンというような、この事業を開始するに当たりまして開始初期にかかる経費等、備品購入費等について補助を行うという内容でございます。

大久保副委員長　今、安全性という文言が出たわけですがけれども、旅客運送事業、俗に言う緑ナンバーですね。こちらの業態では、安全性のために、運行管理者など、物すごくコストをかけております。その安全性、事故を起こさないという部分で、人が人を運ぶ、この重要性というものを認識した中で、この安全性の確保、しっかり安全性を担保するという部分の具体的なお考えはお持ちでしょうか。

三井交通政策課長　自家用有償旅客運送につきましては、法令の中で、先ほど申し上げました運転者につきましては、2種免許を取得、それがない場合には大臣の認定する講習をしっかりと受講するというところで、運転者に対する安全につきましては、そういった規定がございます。

また、保険につきましては、搭乗者に対する保険ということで、8,000万円以上の対人、また対物につきましても、200万円以上のものに入るという規定がございます。あと搭乗者の保護ということで、その対価につきまして、しっかり相手に明示するといったことでもありますとか、あとは運行管理者という国家資格を持つ方の配置を行うという義務がございます。これは台数が5台以上を所有する場合には、国家資格を持つ運行管理者を1名置くこと。

また、台数がふえるごとに2名、3名となりますが、5台未満のものにつきましては特に資格はないのですが、運行管理に専従する者を置くということで、そういった部分での安全確保ということで、そのことについては、またセミナー等を通じてしっかりと周知してまいりたいと考えております。

大久保副委員長　各市町村も、例えばデマンド交通があったり、公共交通もあったりする中で、いろんな交通弱者といいますが、健常者の交通弱者、そして障害者の輸送手段であれば、例えばタクシーの初乗りとか、観光客、こういった方も、路線バスがどんどんコストベースで廃止になる一方、市町村でもいろんな要望がある中で、県としての公共交通、交通弱者対策に100%これが正解というものはないんですね。

今後の方向性といいたいまいしょうか、そこら辺も踏まえた中で、県としての見解はいかがお考えでしょうか。

三井交通政策課長　今年度に入りまして、各市町村へ、ヒアリングという形で直接、ニーズの

把握状況でございますとか、課題は何かということをし洗い出すために、巡回で回らせていただいているところでございます。

この中で、やはり市町村では、そのニーズにつきましてもしっかり行われているんですが、ただ、共通した意見といたしまして、バスを利用している方につきましては、アンケートという形で出ますが、今現在利用していない方といったニーズがあるのかということをししっかり把握していくことが、今後の公共交通を考える上で重要であるということでは、市町村と県の一致した意見でございました。

また、地域的には移住者の方のニーズと、今まで住んでいる方のニーズが違うという地域もあったり、あるいは今委員のおっしゃられましたように、地域住民以外に観光客の移動というものも考えなければならぬといったこともありまして、今回直接現場も見ながらお伺いした中で、いろんなものが見えてまいりました。今後は、こういった課題を各市町村と共通化を図って、こういった対応が一番住民にとっていい運行形態になるのかということをし、しっかり国の運輸支局とも連携を図っていきながら、一緒に市町村と取り組んでまいりたいと考えてございます。

大久保副委員長 山梨は東京と違いまして、電車もなければ乗り合いのバスもない、早く閉まってしまうということで、やはり地域移住を考えた中で、大きなこの地域の足ということで、将来的にも重要な課題だと思います。市町村のニーズを把握した中での施策を考えるという言葉がございましたので、ぜひそこに積極的に取り組んでいただいて、また一步一步進めていただければと思います。答弁は結構です。

(総合計画推進費について)

鈴木委員 課別説明書の政の3ページの臨時的総合計画推進費について、お聞きします。この経費は、本年度中に策定する最終的な計画を広く周知するために、冊子等の印刷に充てるという経費だと思うんですけども、先日、公表した暫定計画について、知事は県議会に暫定計画を示し、討議をしてもらうとか、それから県民の意見をお聞きするというものでありましたが、具体的にどのような意見を募るのか、まずお伺いをいたします。

染谷政策企画課長 暫定計画につきましては、現在、ホームページに掲載するほか、地域県民センターなど、県の出先機関において閲覧が可能になってございます。御意見につきましては、県のホームページのお問い合わせフォーム、それから電子メール、郵送等によりまして、具体的な御意見とか御提言をお受けしているということでございます。

あわせまして、県庁の各所属を通じまして、関係団体、NPO等の皆様にも、暫定計画をお送りして、御意見をいただきたいと思っておりますのでございます。

鈴木委員 知事はかねがね、県は県民のパートナーということをし発言いたしているわけでございますが、こうした計画を策定する早い段階から、県民や関係団体との意見を聞くことは非常によいことであると思っております。

今後、さまざまな意見や提言が寄せられると思うんですけども、それらを踏まえて、最終的な計画では、どのような内容を記載していくのか、お伺いします。

染谷政策企画課長 今回の暫定計画は、あくまで暫定的というものでございまして、最終的な計画につきましては、約20年後の2040年ごろまでに目指すべき本県の姿というものをわかりやすい形でお示ししていきたいと考えてございます。

その目指すべき姿を実現するために、どのような政策が必要なのかということになりますので、その政策的な体系をしっかりと整理して、施策と事業を位置づけてまいりたいと考えてございます。

鈴木委員 ぜひ、寄せられた意見を少しでも多く計画に反映していただきたいと思うんですが、最終的に計画策定についてのスケジュールについてお伺いをいたしておきます。

染谷政策企画課長 スケジュールにつきましては、来月以降、総合計画審議会を開催する予定でございまして、その中で有識者や各界の代表、それから地域で活躍されている方々で構成する委員からいろいろ御意見をいただきたいと思っております。

その意見をもとに、また9月には素案を作成いたしまして、議会に御報告を申し上げたいと考えてございます。その後、パブリックコメントを行いまして、12月の議会には基本的事項について、御審議いただければと考えてございます。

鈴木委員 今回、総合計画について、知事は今までにない計画になるとの発言をしておりますけれども、これには大変期待をしたいところでございます。多くの方々の意見を聞いていただいて、県民一人一人が豊かさを実感できるような山梨の実現に向けて、しっかり県政運営の設計図を描いていただきたいと思っております。これは答弁は必要ございませんけれども、よろしくお願い申し上げまして、質問にかえます。ありがとうございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※請願第1－2号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択について**

意見

杉山委員 請願第1－2号、核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択について、意見させていただきます。

本請願の趣旨は、核兵器禁止条約に関することでありまして、国の外交、安全保障政策に関連していることから、地方議会が意見書を出すことは慎重に熟慮しなければならないと考えます。

したがって、現時点では、本請願は継続審査とすべきであると考えます。以上です。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。



## ※所管事項

### 質疑

(自動車運転免許の返納者に対する支援について)

桜本委員

新聞報道等で、毎日のように高齢者の事故が、そして悲しむような事故が多数起きているんですが、県内市町村における、高齢の自動車運転免許の返納者に対する支援策の状況を教えてください。

三井交通政策課長 ただいまの免許返納者に対する県内市町村の支援状況という御質問にお答えさせていただきます。本年、当課において、市町村へヒアリングに回っております。その中で、確認いたしましたところ、今年度から新たに3つの市村で支援策を導入いたしましたして、今現在14の市町村で、幹線バスで利用可能なIC乗車券でありますとか、市町村が運行しますコミュニティバスの回数券、あるいはタクシー券の贈呈などの支援を実施しているところでございます。

桜本委員

今見ても、その13市町村がなすべき策を講じていないという中で、非常に市町村間の格差というか、支援策について考えが違うということがよくわかります。やはりこれは国の問題でもありますし、主体的な都道府県の問題でもあると思うんですね。その中でやはり、あるところとないところがある。あるところでも非常にこの格差があるという、非常に県内の返納者においても不平等感を感じると、私は思います。

そんな中で、山梨県として、例えば高齢者がかかわる事故となると、県民同士の事故になるというようなことを考えてみても、非常に痛ましい事件事故になってしまうという中で、この不平等というか、積極的に進めているところ、進めていないことに関して、県はどのように考えておりますか。

三井交通政策課長 同じ免許の返納制度ということで、返納した後の市町村の支援策、これに差異があることは不平等ではないかという御指摘でございますが、今現在13の市町村でないわけでございますが、先ほど免許返納者を対象にした支援策が14市町村と御説明させていただきましたが、免許返納者にかかわらず、高齢者を対象に同じようなタクシー券の補助でありますとか、同類の対応をしておりますところが14のほかに7市町村ございまして、これらを含めると、今現在27市町村中21の市町村で、その対応がなされているところでございます。

ことしから3市町が支援の導入を図ったところでございますが、県といたしましても、その支援策を導入したところにつきましては、免許返納に一定程度、毎月成果が出ているということでございますので、そういった支援策につきまして、今それを講じていないところに対しましては、他県の事例、優良事例等も含めて、その支援の導入について働きかけを継続的に行っていきたいと思っております。

また、そういった支援策を講じたくても、県内の公共交通が十分でないというような地域も中にはございますので、そういったところにつきましては、先ほどの質問の中でお答えさせていただきました、新たな交通サービスということで、自家用有償旅客運送の導入について検討いただけるように、その辺の指導をあわせて実施してまいりたいと考えてございます。

桜本委員

やはり県内を通じて、そういった不平等感をなくす、あるいはこの山梨県か

らそういった事故を防ごうという、政策発信ということも重要になってきております。ぜひ27市町村、くまなく一日も早く自主返納の施策が有効に進むような指導を図っていただければと思います。よろしく申し上げます。

(富士山の登山道の復旧等について)

早川委員

世界遺産富士山課に質問したいと思います。富士山に関して、重要な山開きが7月1日に迫っている中で、今年の台風のとくに、吉田、山梨から登るほうの頂上の付近の石が崩れて、今、頂上に行けない状況になっているという中で、開山日まで恐らくあと1週間ぐらいだと思うんです。1週間後に控える中で、一部報道では、開山日7月1日には頂上まで行けない、と。大体10日ぐらいという、我々が聞いていないあやふやな情報が入って、山小屋の人やガイドの人が非常に困惑をしています。

実際、まず7月1日、山開きの日に頂上まで行けるか、行けないのか。それはどういう形で復旧をするのか。現時点で出せる情報をはっきりしていただかないと、非常に地元は困惑をしているので、ぜひその辺をまずお伺いしたいと思います。

土屋世界遺産富士山課長 ただいまの質問にお答えいたします。山頂への登山につきましては、先週17日に現地調査を行ったところでございます。その結果を踏まえますと、現時点におきましては、安全が確保されていない状況にあるということでございますので、7月1日に吉田口の登山道開山日には、山頂まで登山できないことが判明しているところでございます。

このため、至急、仮の復旧工事に着手することとしていますが、工事現場が天候ですとか、地質ですとか、非常に条件の不確定要素が多くなっておりますので、山頂までの登山道の復旧の見通しにつきましては、工事の進捗を踏まえまして、また速やかに公表させていただきたいと考えております。

早川委員

ぜひ情報をはっきり出させていただきたいと思います。もちろん早く復旧していただくことが大切ですが、大切なことは、安全な正しい情報の発信に極力努めていただきたいと思います。

もう1つ、本会議で富士山保全協力金の使い道の中で、それをはっきりするべきということで、答弁では、協力金の使い道が登山者にわかりやすく、明確に伝わる方法として、登っていくと救護所があるんですけど、救護所の撮影した写真を受付にして、この救護所に使われてるっていう、そういう意味だと思うんですけど。そもそも今、少し救護所が足りないような気がするんですけど、救護所の設置場所とか、態勢について十分なのか、どのぐらい設置してあるのか、お伺いしたいと思います。

土屋世界遺産富士山課長 お答えいたします。富士山に設置しております吉田口の救護所につきましては、五合目の救護所のほか、七合目、八合目に救護所が設置されておまして、七合目、八合目につきましては、医師が高山病などの傷病者への対応を行っているところでございます。

早川委員

答弁で、これはわかっていたことなんですけど、登るほう、登山道には救護所があると思うんです。ただ、従前から言われているのは、下山道のほうには救護所がないんですよ。登るほうよりも下山道のほうが捻挫とか足がつったり、いろんな事故が多いと思います。我々も富士・東部議員連盟で提案したり、いろんな人の連携をお願いしている。下山道に対する対応、これは重要だと思う

んですけど、どうなっているのでしょうか。

土屋世界遺産富士山課長 下山道の傷病者につきましては、従前から五合目の看護師が対応するほか、重篤な者につきましては、七合目、八合目の医師が駆けつけまして、対応しているというような対応があったわけでございます。

そういった中で、昨年度、山梨県柔道整復師会という整骨院の先生方の団体でございますが、柔道整復師会のほうから、専門的な施術を行って安全対策に寄与したいというお申し出をいただいたところございまして、昨年度、五合目、それから六合目でテーピングですとかマッサージ、そういった施術をしていただいて、捻挫などといった傷病者に対応していただいたところでございます。

今年度もまた、さらに日数をふやして活動していただけると聞いているところです。非常に県としてもありがたく感謝しているところでございます。

早川委員

柔道整復師会がボランティアでやっけていただいているということで、非常にありがたいと思います。県だけだと、なかなか十分できないと思いますので、ただ善意で受けるんじゃなくて、今後もぜひいろんな意見を吸収しながら、お互いにできることをやっていっていただきたい。大切なことなので、よろしくお願いします。

その他

- ・ 6月25日の午前10時から、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員会・議会事務局関係の審査を行うこととされた。

以 上

総務委員長 乙黒 泰樹